



記帳継続指導のご案内

日々の記帳から確定申告まで1年間指導します

～正規の簿記を理解して55万円（※）の青色申告特別控除を受けましょう～

青色申告をしている方には、青色申告特別控除という特典があります。日々の取引を「正規の簿記の原則」（複式簿記）にしたがって記帳し、「損益計算書」および「貸借対照表」を「確定申告書」とともに申告期限までに提出すると、決算書の所得金額から最大55万円（※）を控除することができます。

商工会議所では、新しく記帳を始められる方や、記帳方法が分からない方、正規の簿記の原則に則った記帳をしたい方のために、記帳継続指導を行なっております。

（※）併せて、電子帳簿保存または電子申告をした場合、青色申告特別控除の上限額が65万円になります。

対象者：事業所得者、不動産所得者もしくは年金受給者を除く雑所得者で次に掲げる方。
ただし、譲渡所得（少額の総合譲渡所得を除く。）を有する方を除く。

イ. 前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下の方。

ロ. イに該当する方が消費税課税事業者である場合には、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の方。

内 容

帳面の作成、決算処理、確定申告書の作成指導を、税理士・記帳職員が個別に指導を行います。

日 時

令和5年5月～令和6年3月

毎月1回

午後7時～午後9時

場 所

羽島商工会議所 2F 常議員室
（都合により変更になる場合があります。）

受 講 料

無 料

申 込 期 限

令和5年5月11日（木）まで

以後、9月29日（金）まで

随時お申し込みを受け付けます。

※ ご希望の方は裏面の申込書に必要事項をご記入の上、当商工会議所までお申し込み下さい。（メール・FAX可）

日程等は、申込み締め切り後にFAX、E-mailもしくは郵送にてご案内します。

第1回は令和5年5月19日（金）に開催いたします。

お申込み、お問合せは… 羽島商工会議所

中小企業相談所

TEL 058-392-9664

FAX 058-392-6708

E-mail info@hashima-cci.or.jp

記帳継続指導申込書

申込日：令和 5 年 月 日

住 所	〒	TEL	
		FAX	
		E-mail	
代表者名		事業所名	
記帳者名		記帳者の 続 柄	
業 種		主な 取扱品	
従業員数	人 (うち家族従業員 人)		
専従者給与	有 ・ 無	減価償却	定額 ・ 定率
申告区分	青色 ・ 白色	青色申告 の 開始時期	年より (予定)

※ご記入いただいた個人情報は、経営改善に係る相談・指導・斡旋、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用します。

以下の質問にお答え下さい。

- | | | | | | |
|--------------------|--------|---|---------|---|-----|
| 1. 簿記の知識は？ | あ | る | ・ | な | い |
| 2. 現金出納帳を記帳していますか？ | 記帳している | ・ | 記帳していない | | |
| 3. 商工会議所の会員ですか？ | 会 | 員 | ・ | 非 | 会 員 |
| 4. パソコンはお持ちですか？ | 持っている | ・ | 持っていない | | |

会議所使用欄		
	受付印	